

別記様式（第2条関係）

## 会議結果報告書

令和3年1月26日

会議の名称	庁議
開催日時	令和3年1月26日（火）9時40分～10時20分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 尾崎誠一 総務部長 川幡浩之 市民生活部長 村山 修 福祉部長 村上孝浩 子ども・健康部長 芦野伸二 都市整備部長 中森福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 渋谷 聡 会計管理者 今野喜明 議会事務局長 大河内充 教育政策部長 北村竜一 <p style="text-align: right;">（計14人）</p>
欠席者職氏名	
説明員職氏名	<b>【付議】</b> 1～3 市長公室長 松永 仁 4、5 総務部長 川幡浩之 6 市民生活部長 村山 修 7 子ども・健康部長 芦野伸二 8、9 都市整備部長 中森福夫 10 教育政策部長 北村竜一 <b>【報告】</b> 1、2 市長公室長 松永 仁 3、4 総務部長 川幡浩之 5 子ども・健康部長 芦野伸二

<p style="text-align: center;">議 題</p>	<p><b>【付議】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画の策定について（市長公室）</li> <li>2 第二期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（市長公室）</li> <li>3 国に対する要望について（市長公室）</li> <li>4 志木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（総務部）</li> <li>5 志木市地域強靱化計画の策定について（総務部）</li> <li>6 「新庁舎竣工・いろは親水公園リニューアルオープン」記念事業の実施方針及び実施に向けた組織体制について（市民生活部）</li> <li>7 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）</li> <li>8 志木市道路線の認定について（都市整備部）</li> <li>9 志木市道路線の変更について（都市整備部）</li> <li>10 「第三次志木市子ども読書活動推進計画」（素案）に係る意見公募手続の実施について（教育政策部）</li> </ol> <p><b>【報告】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画（素案）に対する意見公募の結果について（市長公室）</li> <li>2 第二期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）に対する意見公募の結果について（市長公室）</li> <li>3 令和2年度志木市一般会計補正予算の専決処分について（総務部）</li> <li>4 「志木市地域強靱化計画」（素案）に対する意見公募の結果について（総務部）</li> <li>5 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室の設置について（子ども・健康部）</li> </ol>
<p style="text-align: center;">結 果</p>	<p><b>【付議】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 了承</li> <li>2 了承</li> </ol>

	3 了承 4 了承 5 了承 6 了承 7 了承 8 了承 9 了承 10 了承 <b>【報告】</b> 1 了解 2 了解 3 了解 4 了解 5 了解
事務局職員職氏名	秘書政策課長 外立健一
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	

## 開会

総合行政部長が開会を告げる。

### 【付議】

#### 1 志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画の策定について（市長公室）

○概要説明：市長公室長

本市のまちづくりの羅針盤となる志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）の前期実現計画が令和2年度をもって計画期間の満了を迎えることから、今後も志木市将来ビジョンに位置付けられた将来構想の実効性を確保するため、令和3年度から令和7年度を計画期間とする後期実現計画を策定するものである。なお、志木市意見公募手続き条例に基づき実施した意見公募の結果、意見は提出されなかった。

### 【内容】

（1）計画名

志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画

（2）計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

（3）計画の目的

子育てしやすいまちづくり、健康に暮らせるまちづくり等設定した20の基本的施策に基づき、今後5年間の戦略プロジェクトの施策や分野ごとの施策を体系的に示した計画である。

○質疑応答等

特になし

#### 2 第二期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（市長公室）

○概要説明：市長公室長

少子高齢化の進展に対応し、将来にわたって活力あるまちを維持することを目的とした、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、第二期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年度から令和7年度）を策定するものである。なお、志木市意見公募手続き条例に基づき実施した意見公募の結果、意見は提出されなかった。

### 【内容】

(1) 計画名

第二期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(2) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(3) 計画の目的

平成28年に策定した「志木市人口ビジョン」に掲げる「人口の将来展望に向け、「目指すべき将来の方向」に基づき、今後5か年の基本目標と3つの横断的な目標を設定するとともに具体的な施策を示した計画である。

《基本目標》

- 1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 2 20～40歳代をターゲットにした転入を促進
- 3 生涯安心して暮らせる環境づくり
- 4 東京や周辺市との連携と地域産業の活性化

《横断的な目標》

- 1 多様な人材の活躍を推進する
- 2 新しい時代の流れを力にする
- 3 地域と人のつながりを力にする

○質疑応答等

特になし

### 3 国に対する要望について（市長公室）

○概要説明：市長公室長

埼玉県市長会より、国に対する要望について提出依頼があったため、本市として提出する要望の決定に向け付議するものである。

・提出件数：1市1件

・提出期限：令和3年1月29日（金）

（埼玉県市長会から国への提出は、令和3年6月を予定）

○要望の説明

①公共施設等適正管理推進事業債の対象年度の延長について

説明：市長公室長

公共施設等の計画的な管理を進めるためには、長期に渡る事業期間や多額の事業費が必要であることから、地方財政措置の対象年度の期間を延長すること。

**【提案理由（現状と課題等）】**

公共施設等の管理に当たっては、長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進める必要があることから、本市においては「志木市公共施設等マネジメント戦略（計画期間30年間）」及び「志木市公共施設適正配置計画（計画期間10年間）」を策定し、現在、施設の集約化・複合化等を含めた施設のマネジメントを進めているところであるが、施設の更新や統廃合には、施設の規模によらず多額の費用を要するものであり、今後、公共施設等の計画的な管理を進めるためには、首記の地方財政措置は非常に重要な措置であると考えているところである。

しかしながら、公共施設の更新・統廃合等に当たっては、十分な事前検討期間が必要なことに加え、市民・利用者・関係団体・議会など、あらゆる関係者と協議・調整など、事業着手までにも相当期間を要し、さらに実際に事業実施する場合であっても、基本設計、実施設計などの工程を考慮すると事業期間は長期に渡るケースが殆どであり、当該地方財政措置（令和3年度終了予定）の期間終了までに活用が困難な状況にあることから、地方財政措置の期間延長を強く要望する。

**②緊急性を要する国庫補助事業における補助対象経費への人材派遣手数料の追加について**

説明：総務部長

新型コロナウイルス感染症対策として実施する緊急性が求められる事業の実施体制構築にあたっては、業務委託仕様作成の暇がないことから、人材派遣を活用して体制整備をする場合がある。補助対象経費に委託料は規定されているもの、人材派遣手数料が対象とされていない補助事業があることから、緊急性が求められる補助事業においては、補助対象経費への人材派遣手数料を追加することを要望する。

**【提案理由（現状と課題等）】**

新型コロナウイルス感染症対策として実施する、特別定額給付金事務、ワクチン接種体制確保事業においては、事業の概要が不透明な状況において、事業実施体制を整備する必要があるが、業務委託を実施するにあたっては、偽装請負防止の観点からも詳細な委託仕様の作成が必須であり、委託仕様の作成に相応の期間が必要となる。

早急な体制整備が求められる一方で、補助事業の詳細が示されるまでに一定

の期間を要することから、市町村においては、委託仕様作成が困難であり、人材派遣の活用を実施体制整備の手法として採用することが想定されるが、補助要綱において補助対象経費として明記されていない。

直接の業務命令が可能である人材派遣に係る経費を補助対象経費に追加することは、業務実施体制の早期の構築に寄与するものとする。

また、緊急性が求められる補助事業の実施手法として業務委託が考えられる場合は、標準的な委託仕様を国において作成のうえ、市町村に提示することが市町村全体の利益になるものとする。

### ③新型コロナワクチン接種の実施に伴い発生する費用負担の財政措置について 説明：子ども・健康部長

全国民を対象とした、新型コロナワクチンの住民接種が実施される。接種費用や健康被害救済費用については、国が負担するとされているが、接種の実施に伴い発生する関連経費についても幅広く国が負担するよう措置を講じること。

#### 【提案理由（現状と課題等）】

全国民を対象とした新型コロナワクチン接種については、実施主体が市町村となっている。今回のワクチン接種については、国の指示のもと都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施することとなっている。本来、予防接種事務については、予防接種法第29条に基づく第一号法定受託事務であり、新型コロナワクチンの接種は、国策として急遽実施するものである。国においては、ワクチン接種費用のみならず、接種に伴い発生する関連経費についても、市町村に負担を求めず、全面的に国の負担とするよう要望する。

### ④羽根倉橋橋梁部周辺対策の早期完成及び荒川第二・三調節池の整備促進について

説明：都市整備部長

荒川水系河川整備計画に位置付けられている羽根倉橋橋梁部周辺対策の早期完成を図ること。あわせて、荒川第二・三調節池の整備促進すること。

#### 【提案理由（現状と課題等）】

近年、台風や集中豪雨による大洪水が全国各地で多発している中で、地域住民の生命、財産を保全し、安全で安心な生活環境を実現するためには、水害を未然に防止することこそが治水の要諦であると強く認識しているところであ

る。

荒川本川の羽根倉橋橋梁部では、堤防の高さが足りない状況であり、今後記録的な豪雨により、いつ堤防を越水し、大規模な浸水被害が発生するのではないかと住民は不安に悩まされている。

このことから、現在、荒川上流河川事務所では荒川水系河川整備計画に位置づけられている羽根倉橋橋梁部周辺対策事業や荒川第二・三調節池整備事業を進めているが、地域住民の生命、財産を保全し、安全で安心な生活環境の実現のため、早期完成・整備促進が図られるよう要望する。

#### ○要望事項の決定

②③については、新型コロナウイルス感染症対策が進む中で詳細が見えてくるものとする。④については、国に対して、すでに要望している事項であり、実施する方向で進められているところである。全市的に判断し、今回は大きい視点で①公共施設等適正管理推進事業債の対象年度の延長についてを提出することとする。

#### 4 志木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（総務部）

##### ○概要説明：総務部長

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、埼玉県手数料条例及び住民基本台帳法の改正に伴い、建築物のエネルギー消費性能適合性判定に係る手数料、低炭素建築物新築等計画認定手数料等及び除票の写し交付手数料等に係る規定を整備するものである。

##### 【内容】

- ① 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象が拡大（非住宅部分の床面積が2,000㎡以上から300㎡以上へと変更）されたことに対応する規定の追加。
- ② 埼玉県が低炭素建築物、建築物省エネ法計画認定手数料の床面積区分を細分化したことに伴う、手数料額の見直し。
- ③ 住民基本台帳法の改正に伴い、除票及び戸籍の附票の除票が法に位置付けられたことから、住民票の写し等の手数料額を準用していたものについて、手数料額を個別に規定する。

##### 《施行日》

- ①、②…令和3年4月1日

③…交付の日

○質疑応答等

特になし

## 5 志木市地域強靱化計画の策定について（総務部）

○概要説明：総務部長

国で策定した「国土強靱化基本計画」、埼玉県で策定した「埼玉県地域強靱化計画」を基に、今後、いつ起こるかわからない大規模自然災害に対し、災害が起きても機能不全に陥らず、速やかに回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った地域を作り上げるため、志木市地域強靱化計画を策定するものである。

なお、志木市意見公募手続き条例に基づき実施した意見公募の結果、意見が1件提出された。この後の報告事項で説明する。

### 【内容】

(1) 計画名

志木市地域強靱化計画

(2) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

○質疑応答等

特になし

## 6 「新庁舎竣工・いろは親水公園リニューアルオープン」記念事業の実施方針及び実施に向けた組織体制について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

2022年（令和4年）は新庁舎が竣工し、いろは親水公園がリニューアルオープンする年である。その完成を市民とともに祝い、誰もが施設を身近に感じ、気軽に訪れ、憩いの場となるよう、『施設を訪れる』、『施設内容を知る』、『利用に繋げる』を基本コンセプトに、記念事業を実施するものである。

記念事業については、市政施行50周年記念事業実行委員会が企画・計画をしたが、コロナ禍のため開催がかなわなかったイベントを参考に実施する。

### 【概要】

(1) 実施体制

市民等と市職員の協働実行委員会形式により実施。

(2) 組織体制

市民生活部市民活動推進課及び産業観光課内に事務局を置くこととし、課内に（仮）新庁舎等完成記念事業推進室を設置する。

(3) 実行委員会の選出及び人数

- ・ 市政施行50周年記念事業実行委員会 10～20人
- ・ 志木市観光協会 2人
- ・ 志木市コミュニティ協議会 2人
- ・ 志木市商工会 2人
- ・ いろは親水公園指定管理者 2人
- ・ 鹿島建設 2人
- ・ 市職員（兼務） 10人
- 合計 30～40人

○質疑応答等

- ・ 想定している事務従事の時間帯は
- ・ 市政施行50周年は、勤務時間内・外関係なく行っている。今回も同じ状況を想定している。

7 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、賦課限度額の引き上げに係る志木市国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

【内容】

令和2年度の法定賦課限度額の基礎課税額が63万円に、同じく介護納付金分が17万円に引き上げられたことに合わせ、令和3年度志木市国民健康保険税の賦課限度額の基礎課税分を63万円に、介護納付金分を17万円に引き上げるものである。

	法定限度額 (令和2.4.1改定)	志木市現行	改正後
基礎課税分(医療分)	63万円	61万円	63万円
後期高齢者等支援金分	19万円	19万円	19万円
介護納付金分	17万円	16万円	17万円
合計	99万円	96万円	99万円

○質疑応答等

特になし

## 8 志木市道路線の認定について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

開発行為に基づく道路の帰属及び県施工による堤防上の遊歩道化に伴い、市道路線を認定するものである。

	起点	終点
1	館二丁目 3 7 3 番 2 地先	館二丁目 3 6 6 番 3 地先
2	幸町二丁目 6 1 5 8 番 1 5 地先	幸町二丁目 6 1 5 8 番 7 地先
3	柏町一丁目 1 4 9 1 番 1 3 地先	柏町一丁目 1 4 9 1 番 1 9 地先
4	中宗岡五丁目 1 5 7 2 番 7 地先	中宗岡五丁目 1 5 7 2 番 8 3 地先
5	上宗岡三丁目 7 番 1 9 地先	上宗岡三丁目 7 番 1 3 地先
6	下宗岡一丁目 1 9 2 8 番 1 5 地先	下宗岡一丁目 1 9 2 8 番 1 0 地先
7	上宗岡四丁目 1 0 9 6 番 9 地先	上宗岡四丁目 1 0 9 6 番 5 地先

○質疑応答等

特になし

## 9 志木市道路線の変更について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

道路形態のない路線の一部を変更するため、市道路線を変更したいので、道路法第 10 条第 2 項の規定に基づき変更するものである。

	起点	終点
1	変更前 本町 6 丁目 2 3 2 8 番 1 地先	本町 6 丁目 2 3 5 6 番 2 地先
	変更後 本町 6 丁目 2 3 2 1 番 4 地先	本町 6 丁目 2 3 5 6 番 2 地先

○質疑応答等

特になし

## 10 「第三次志木市子ども読書活動推進計画」（素案）に係る意見公募手続の実施について（教育政策部）

○概要説明：教育政策部長

子どもの読書活動の機会と読書環境の整備を計画的に図ることを目的に令和 3 年度から令和 7 年度を計画期間とする「第三次志木市子ども読書活動推進計画」を策定するにあたり、同計画の政策形成過程における市民参加の機会を確保する

ため、志木市意見公募手続き条例に基づき、意見公募を実施するものである。  
意見公募は以下のとおり行う。

### 【計画の概要】

5つの基本方針に基づき、「図書館」「学校」「地域」を取り組みの主体とし、志木市における今後5年間の子ども読書活動の推進を示した計画である。

#### 《基本方針》

- ・子どもが本に親しむための読書環境の整備
- ・子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- ・子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進
- ・地域の子ども読書活動推進関連施設・学校・図書館の相互連携推進体制の確立
- ・専門的職員体制の整備と資質の向上

### 【募集期間】

令和3年2月2日（火）から令和3年3月3日（水）まで

### 【閲覧場所及び市民意見シートの配布場所】

市ホームページ、柳瀬川図書館、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所（仮設）、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、いろは遊学図書館

### 【意見の提出方法】

柳瀬川図書館へ直接持参、郵送、FAX、メール、市ホームページの電子申請・提出サービス、市公式LINE

○質疑応答等

特になし

### 【報告】

#### 1 志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画（素案）に対する意見公募の結果について（市長公室）

○概要説明：市長公室長

本計画の素案に対する意見公募を実施したので結果を報告するものである。

##### （1）意見の提出期間

令和2年12月1日（火）～令和3年1月4日（月）

##### （2）提出された意見

意見件数 0件（個人0人、団体0件）

○質疑応答等

特になし

## 2 第二期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案) に対する意見公募の結果について (市長公室)

○概要説明：市長公室長

本計画の素案に対する意見公募を実施したので結果を報告するものである。

### (1) 意見の提出期間

令和2年12月1日(火)～令和3年1月4日(月)

### (2) 提出された意見

意見件数 0件(個人0人、団体0件)

○質疑応答等

特になし

## 3 令和2年度志木市一般会計補正予算の専決処分について (総務部)

○概要説明：総務部長

令和2年度志木市一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年1月22日付けで専決処分をしたので、報告をするものである。

○補正予算の内容

(単位：千円)

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計(第8号)	36,187,718	442,079	→ 36,629,797

※新型コロナウイルス感染症ワクチン接種にかかる経費を補正するもの  
(繰越明許費の補正を含む)

○質疑応答等

特になし

## 4 「志木市地域強靱化計画」(素案) に対する意見公募の結果について (総務部)

○概要説明：総務部長

本計画の素案に対する意見公募を実施したので結果を報告するものである。

(1) 意見の提出期間

令和2年12月1日(火)～令和3年1月4日(月)

(2) 提出された意見

意見件数 1件(個人1人、団体0件)

(3) 公募意見に対する市の考え方

- ・意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの 0件
- ・原案のとおりとするもの 1件
- ・その他 0件

結果については、市ホームページ等で公表する。

○質疑応答等

特になし

## 5 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室の設置について

### (子ども・健康部)

○概要説明：子ども健康部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国から、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、令和3年前半までに全国民に提供できる数量を確保することを目指す方向性が示され、また、国民への円滑な接種を実施するため、必要な体制の確保を図ることとされた。

このため、本市においても市民に対するワクチン接種を円滑に実施するため、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室を子ども・健康部健康増進センターに設置するものである。

#### 【所掌事務】

- (1) ワクチンの接種の実施に関すること。
- (2) ワクチンの接種に係る医師会等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他ワクチンの接種の実施に関し必要と認めること。

#### 【組織体制】

健康増進センター全職員12人を兼務とするほか、看護師資格等を有する職員を中心に他部署の9人の職員を併任し、21人体制とする。

#### 【設置年月日】

令和3年1月22日

**【事務室の場所】**

健康増進センター内歯科指導室

○質疑応答等

特になし

**【その他】**

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局変更について（市長公室長）

2月1日より、本部の事務局を健康増進センターから秘書政策課へ変更する。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。